年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いに係る周知の改善

―　日本年金機構北関東・信越ブロック本部からの回答要旨　―

標記について、平成 27 年３月 27 日に日本年金機構北関東・信越ブロック本部にあっせんしたところ、平成 27 年６月２日付けで以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

本あっせんを受け、日本年金機構北関東・信越ブロック本部が日本年金機構本部に報告した結果、日本年金機構本部は、平成 27 年５月 22 日付けで全国の年金事務所に対し、年金請求時に添付する戸籍謄本等の取扱いについて、管轄区域の市区町村へ再度周知を行い、その後も市区町村に対し、通常業務及び事務打ち合わせ等の機会を利用して、その周知の徹底に努める旨の指示・依頼文書を発出した。

また、厚生労働省年金局事業管理課長より平成 27 年 5 月 22 日付け「年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いについて（周知依頼）」において、地方厚生（支）局年金調整課長、年金管理課長へ、本事案について市区町村に周知を行なうよう周知依頼がなされた。

なお、平成 27 年 6 月 23 日、日本年金機構北関東・信越ブロック本部の管内全ての年金事務所において、管轄区域の市区町村に対し、本件指示・依頼文書に基づき、市区町村国民年金主管課長への協力依頼文書を発出したことを確認したとの報告があった。